

岡山県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和7（2025）年7月

岡山県

ごあいさつ



多くの人は、競馬などの公営競技やぱちんこなどを健全に楽しんでおられる一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、ご本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪などの重大な社会問題を生じさせる場合があります。そのため、社会全体でギャンブル等依存症対策に取り組むことが求められており、国においては、平成30（2018）年に「ギャンブル等依存症対策基本法」を制定し、平成31（2019）年には「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定しました。

本県においても、各種依存症対策に取り組んできたところですが、より一層、総合的かつ計画的にギャンブル等依存症対策を推進するため、このたび、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた対策や、ご本人とその家族への支援策などをまとめた「岡山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、関係機関、自助グループ、市町村などとの連携を図りながら、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発や、相談支援体制の構築、ご本人やその家族が円滑に回復・社会復帰するための社会づくりなどに取り組んでまいりますので、県民の皆さまにおかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和7（2025）年7月

岡山県知事 伊原本 隆太

目 次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 ギャンブル等依存症の定義	
第2章 岡山県における現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 ギャンブル等をめぐる状況	
2 ギャンブル等依存症の状況	
第3章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1 基本的な考え方	
2 施策の方向	
第4章 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 発生予防（1次予防）	
2 早期発見・早期対応（2次予防）	
3 早期社会復帰、再発予防（3次予防）	
4 基盤整備	
第5章 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 関係施策との有機的な連携	
2 推進体制	
3 計画の進行管理と見直し	
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	18

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

多くの人は公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）やばちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、本人及びその家族が問題の深刻さを認識しにくいといったことに加え、医療機関や相談支援体制が乏しかったり、支援に関する情報を得にくいなどの理由により、本人及びその家族が必要な治療や支援を受けられていない現状があります。

国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30（2018）年7月にギャンブル等依存症対策基本法（平成30（2018）年法律第74号。以下、「基本法」という。）が成立し、同年10月に施行されました。

さらに基本法第12条に基づき、ギャンブル等依存症対策の基本となる計画として、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）が平成31（2019）年4月に策定され、令和4（2022）年3月及び令和7（2025）年3月に変更されました。

岡山県では、こうした国の動向及び社会の関心の高まりを受けて、ギャンブル等依存症対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目指して、岡山県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するものです。

《ギャンブル等依存症対策に関する国の動向》

平成30（2018）年 7月6日 ギャンブル等依存症対策基本法（公布）

10月5日 同基本法 （施行）

※法律の概要

①基本理念（第3条）、責務（第5条）

②ギャンブル等依存症問題啓発週間（第10条） 5月14日～20日

③国はギャンブル等依存症対策推進基本計画策定を義務付け

④都道府県に対して、ギャンブル等依存症対策推進計画策定の努力義務付け

平成31（2019）年4月19日 ギャンブル等依存症対策推進基本計画（策定）

令和 4（2022）年3月25日 同基本計画 （変更）

令和 7（2025）年3月21日 同上 （変更）

2 計画の位置付け

基本法第 13 条第 1 項に基づき策定する、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画です。

すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を県政の目標に掲げた「第 4 次晴れの国おかやま生き生きプラン」の行動計画として策定するものです。

「岡山県保健医療計画」、「健康おかやま 21」、「岡山県アルコール健康障害対策推進計画」との整合性の確保を図ることとします。

3 計画の期間

令和 7（2025）年 7 月から令和 10（2028）年度までの概ね 3 年間とします。

4 ギャンブル等依存症の定義

（1）法的定義

基本法第 2 条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。

（2）医学的定義

精神科診断基準について、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類（国際疾病分類）第 10 版 1990 年）においては「病的賭博」として、最新版の ICD-11（同第 11 版 2018 年）においては「ギャンブル行動症」（※）として位置付けられています。

また、APA（アメリカ精神医学会）が発行する診断マニュアルである DSM-5（精神疾患の分類と診断の手引き第 5 版 2013 年）においても、「ギャンブル障害」として、診断基準が定められた精神疾患の一つに分類されています。

※ICD-11 の和訳については現在、国において検討中のため、確定した名称ではない。

（3）本計画での定義

本計画では、ギャンブル等とは基本法第 2 条に定めるとおりとし、その他射幸行為（※）に含まれる範囲も国の考え方に準ずるものとした上で、医学的定義における「ギャンブル行動症」、「ギャンブル障害」の状態にある者だけでなく、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をギャンブル等依存症とします。

※その他射幸行為には、宝くじや違法賭博（オンラインカジノを含む。）等を含む。

第2章 岡山県における現状

1 ギャンブル等をめぐる状況

本県では、公営競技については玉野競輪（玉野市）、ボートレース児島（倉敷市・備南競艇事業組合）の2か所が各市等により運営されており、本場のほか場外投票券売場やインターネット等で購入することが可能です。また、遊技に位置付けられているぱちんこ・スロットについては、県内各地において営業しています。

なお、令和7（2025）年3月に変更された基本計画において、宝くじの取組が記載されたほか、オンラインカジノについては新たに項目立てされるなど、問題が強く指摘されています。

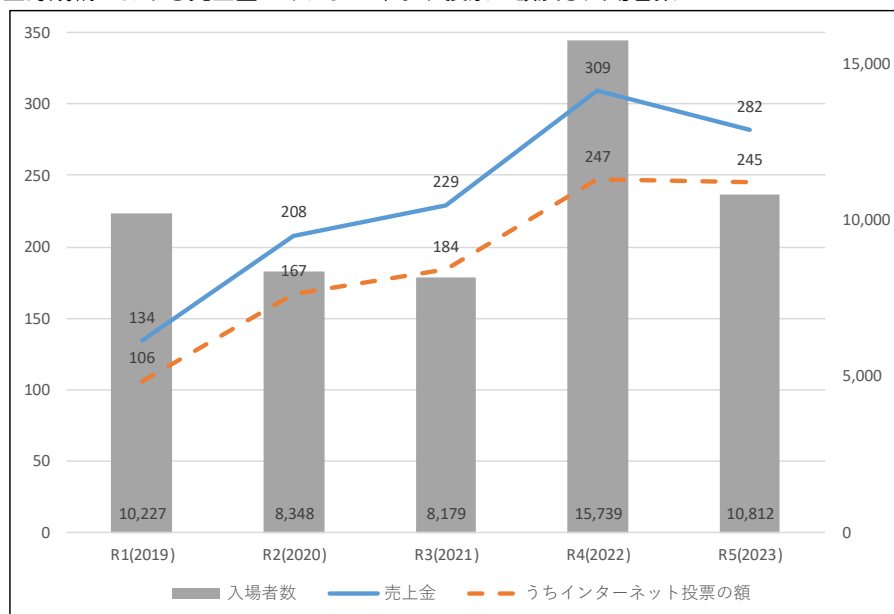
（1）玉野競輪の状況

玉野競輪の売上金は、令和5（2023）年度には282億円となっており、そのうちインターネット投票の額は245億円で約8割を占めています。

年度	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
売上金	134億円	208億円	229億円	309億円	282億円
うちインターネット投票の額	106億円	167億円	184億円	247億円	245億円
入場者数	10,227人	8,348人	8,179人	15,739人	10,812人
一日平均入場者数	426人	269人	511人	393人	292人

※重勝式含む

玉野競輪における売上金・インターネット投票の額及び入場者数



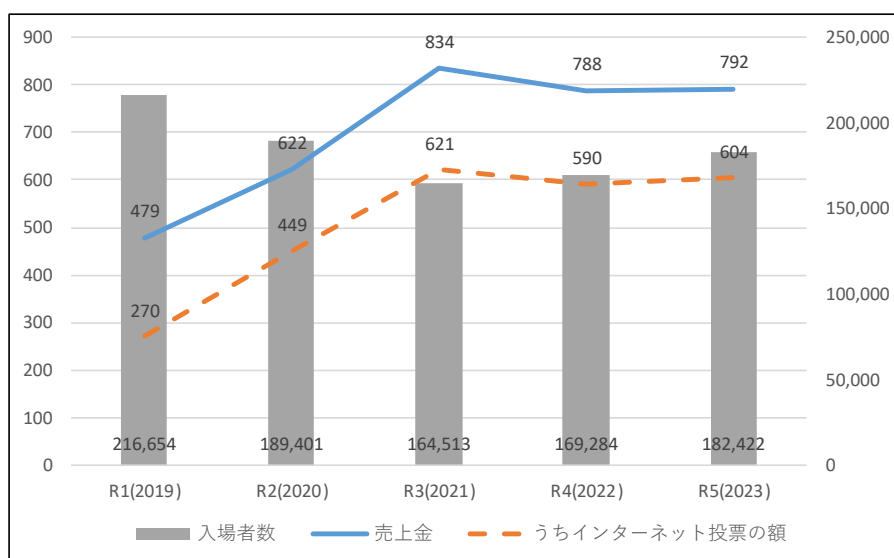
【玉野市調べ】

(2) ボートレース児島の状況

ボートレース児島の売上金は、令和 5（2023）年度には 792 億円となっており、そのうちインターネット投票の額は 604 億円で約 7 割を占めています。

年度	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
売上金	479億円	622億円	834億円	788億円	792億円
うちインターネット投票の額	270億円	449億円	621億円	590億円	604億円
入場者数	216,654人	189,401人	164,513人	169,284人	182,422人
一日平均入場者数	1,203人	1,088人	830人	854人	921人

ボートレース児島における売上金・インターネット投票の額及び入場者数



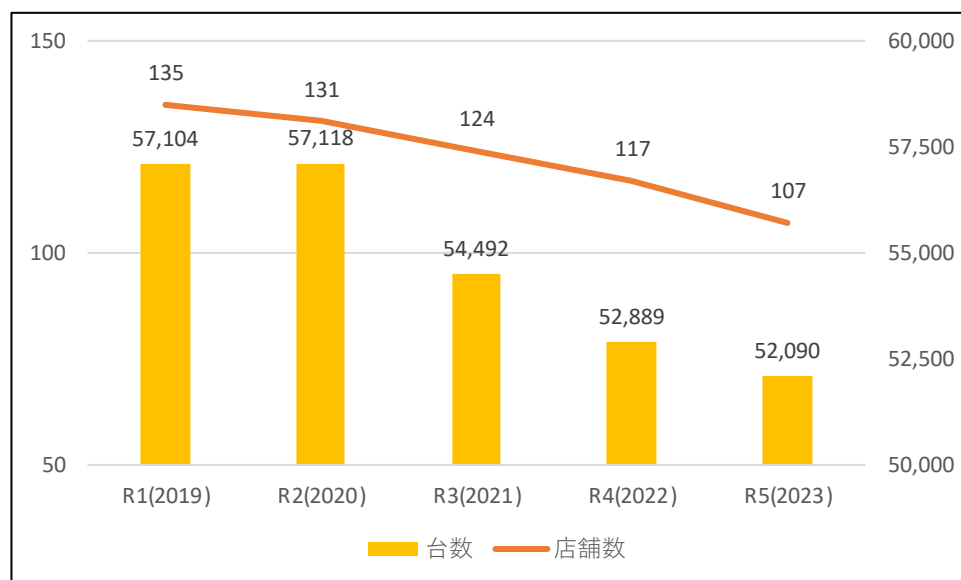
【倉敷市調べ】

(3) パちんこ・パチスロの状況

県内のぱちんこ店舗数は、令和 5(2023)年には 107 店舗で、遊技台数は、52,090 台となっており、いずれも年々減少しています。

年	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
店舗数	135店舗	131店舗	124店舗	117店舗	107店舗
台数	57,104台	57,118台	54,492台	52,889台	52,090台

県内ぱちんこ店舗数及び遊技台数



【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合調べ】

2 ギャンブル等依存症の状況

(1) ギャンブル等依存症者数（推計）

令和5（2023）年度に独立行政法人久里浜医療センターが実施した調査（※1）によると、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合は、男性 2.8%、女性 0.5%、全体 1.7%であるとの結果が報告されており、岡山県人口（※2）におけるギャンブル等依存症者は、約 24,000 人と推計されます。

※1 松下幸生、古賀佳樹、新田千枝、浦山悠子、柴山笑凜、遠山朋海、伊東寛哲、木村充：令和5年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」、（令和6（2024）年）

※2 令和2年国勢調査における岡山県の18歳以上日本人の人口（令和2（2020）年10月）

(2) ギャンブル等依存症患者数

①ギャンブル等依存症患者数（県内）

（単位：人）

年度	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
精神外来患者数	131	123	132
精神入院患者数	非公表 ※1	1～9 ※2	非公表 ※1

【出典：国立精神・神経医療研究センター「精神保健福祉資料」】

※1 受け入れた医療機関数が1～2の場合、患者数は「非公表」と表示される。

※2 患者数が1～9の場合、患者数は1～9と表示される。

②依存症専門医療機関（（地独）岡山県精神科医療センター）における外来受診患者実人数

（単位：人）

年度	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上
R1（2019）	5	21	56	29	22	23
R2（2020）	4	18	48	29	16	12
R3（2021）	8	19	37	40	12	9

【（地独）岡山県精神科医療センター調べ】

(3) ギャンブル等依存の問題が認められる保護観察の状況

本県において、ギャンブル等依存の問題が認められる保護観察の件数は、令和5（2023）年は35件となっており、令和3（2021）年以降は30件程度で推移しています。

ギャンブル類型に認定された保護観察件数

（単位：件）

年	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
件数	4	13	31	26	35

【岡山保護観察所調べ】

(4) ギャンブル等依存症に関する相談状況

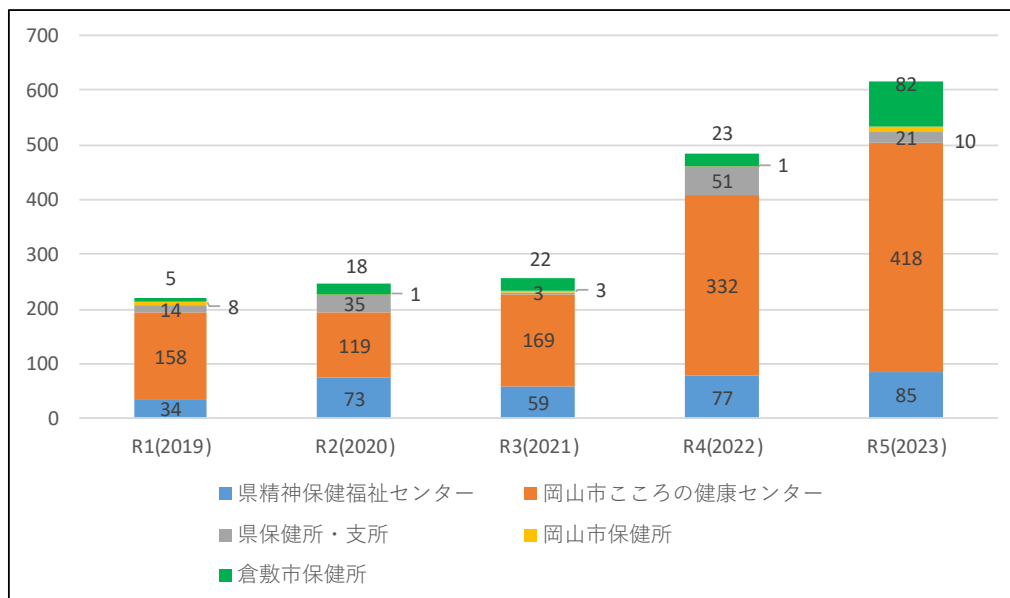
ギャンブル等依存症に関する相談業務は、県精神保健福祉センター及び岡山市こころの健康センター（以下、「精神保健福祉センター（県・岡山市）」という。）や保健所等において、来所や電話、電子メール、訪問等により行われています。

精神保健福祉センター（県・岡山市）において受けた相談では、多重債務、生活困窮の問題を抱えた方からの相談が多い傾向にあり、そのほか自殺、暴言・暴力、児童虐待、犯罪などの問題を抱えている方もいます。

ギャンブル等依存症相談件数（延べ）

（単位：件）

年度	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
県精神保健福祉センター	34	73	59	77	85
岡山市こころの健康センター	158	119	169	332	418
県保健所・支所	14	35	3	51	21
岡山市保健所	8	1	3	1	10
倉敷市保健所	5	18	22	23	82
計	219	246	256	484	616



【出典：精神保健福祉センター（県・岡山市）・・・厚生労働省「衛生行政報告例」
保健所 ……………厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」】

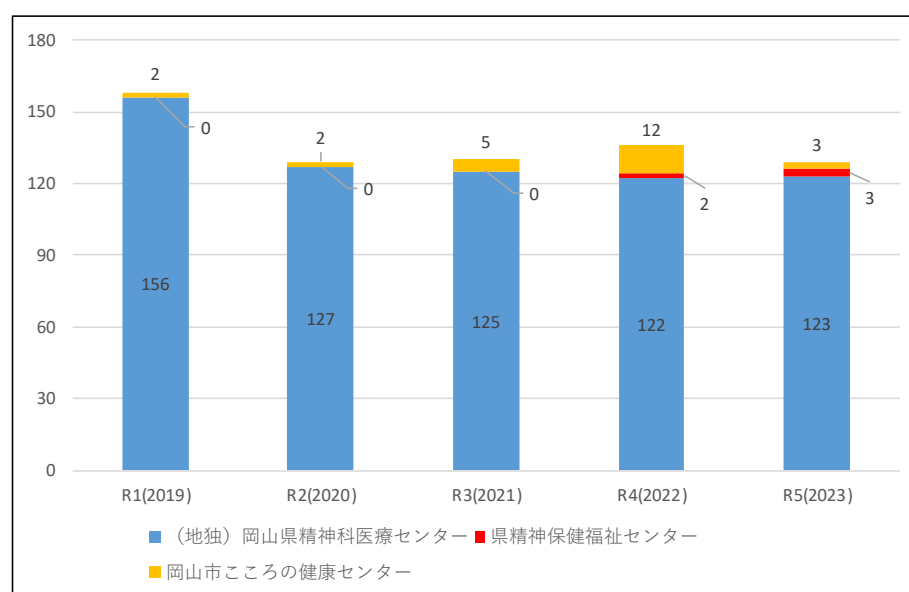
（５）ギャンブル等依存症に係る回復支援プログラムの実施状況

ギャンブル等依存症に係る回復支援プログラムは、（地独）岡山県精神科医療センターや精神保健福祉センター（県・岡山市）等において実施されています。

回復支援プログラムの参加者数（実数）

（単位：人）

年度	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
（地独）岡山県精神科医療センター	156	127	125	122	123
〃 （うち新規受診）	80	58	64	58	60
県精神保健福祉センター	0	0	0	2	3
岡山市こころの健康センター	2	2	5	12	3
計	158	129	130	136	129



【各機関への聞き取りにより健康推進課調べ】

第3章 基本的な考え方

1 基本的な考え方

基本法第3条及び第4条の基本理念等に基づき、以下を基本的な考え方とします。

- ①ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を講じるとともに、本人及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。
- ②ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。
- ③ギャンブル等依存症対策を講じるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 施策の方向

(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発及び不適切なギャンブル等の防止

ギャンブル等へのめり込むことによるリスクやギャンブル等依存症について、正しく理解した上で、ギャンブル等と付き合っていける社会となるよう普及啓発を行うとともに、関係事業者によるギャンブル等への過剰な参加を防止する取組を促進します。

(2) 相談体制及び必要な支援につなげる相談支援体制の構築

精神保健福祉センター（県・岡山市）や保健所を中心としたギャンブル等依存症の相談窓口を確保し、医療機関や自助グループをはじめとする関係機関と連携し、誰もが気軽に相談できる体制と適切な指導、相談につなげる体制づくりを行います。

(3) 医療体制の整備と連携の促進

ギャンブル等依存症の治療、研究、人材育成等の中心となる依存症治療拠点機関を中心に、依存症専門医療機関の拡充や医療従事者の養成を行うとともに、専門医療機関と一般の精神科医療機関等との連携を推進します。

(4) 円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症の本人及びその家族の回復、社会復帰が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症そのものや回復、社会復帰について、社会全体の理解を促進します。

(5) 関係機関による連携協力体制の構築

ギャンブル等依存症の発生予防から相談、治療、回復、社会復帰まで切れ目のない支援体制を構築するため、医療機関、相談機関、自助グループ、民間支援団体、関係事業者等と連携した取組を推進します。

第4章 具体的な取組

1 発生予防（1次予防）

(1) 教育の振興等

ギャンブル等依存症に関する正しい知識が十分に普及しているとは言えず、そのことが、本人のギャンブル等へのめり込みやギャンブル等依存症の予防、本人及びその家族が支援につながることに、本人が回復、社会復帰することへの阻害要因になっていることが考えられるため、一層の普及啓発を進める必要があります。

参考指標	・リーフレットの配布箇所数	現況値（令和6(2024)年度） 10箇所
------	---------------	--------------------------

ア 学校教育

- 高等学校において、学習指導要領に基づき、ギャンブル等依存症等を含む精神疾患について扱い、ギャンブルが健康に与える影響等に関する指導を行います。
【教育庁保健体育課】
- 高等学校を設置している教育委員会や学校に対し、ギャンブル等依存症の防止に関する指導参考資料等を周知し、学校での指導を効果的に進めます。
【教育庁保健体育課】
- 学校に対し、ギャンブル等依存症対策に係る通知を周知します。
【総務部総務学事課、教育庁保健体育課】
- 大学等においてリーフレットを配布するなど、ギャンブル等についての正しい知識の普及を図ります。
【県精神保健福祉センター】
- 学校関係者へギャンブル等依存症講座を行います。また、高等学校での学習において依存症の知識を深めるため、本人やその家族の体験談を話す機会を設けるよう、行政との連携に向けた取組を進めます。
【全国ギャンブル依存症家族の会岡山、総務部総務学事課、教育庁保健体育課】

イ 広報・啓発の推進

- 家庭や職場においてギャンブル等依存症が正しく認識され予防につながるよう、依存症は誰もがなりうる疾患であることやギャンブル等への依存が日常生活に与える影響、回復支援の方法等について、ホームページやポスター掲示等、様々な手段により啓発を展開します。 【精神保健福祉センター（県・岡山市）、保健所、市町村】
- ギャンブル等依存症を放置すると、多重債務等の借金の問題も深刻化することが懸念されるため、早期の解決や支援につながるよう、多重債務問題等に関する相談窓口の啓発に努めます。
【県民生活部くらし安全安心課】
- 県民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）において、積極的に広報活動を行います。
【全国ギャンブル依存症家族の会岡山、県民生活部くらし安全安心課、保健医療部健康推進課】
- 県内で当事者の会を実施（月1回程度）するとともに、過去の事件や対応マニュアルを掲載した冊子などを作成します。 【(公社)ギャンブル依存症問題を考える会】
- 関係事業者を対象に、医療機関や精神保健福祉センター（県・岡山市）、保健所等の相談窓口を周知し、適切につなぐことができる人材の確保に努めるとともに、関係事業者の依存症相談窓口との連携を図ります。
【保健医療部健康推進課】

（２）不適切なギャンブル等の防止

関係事業者においては、不適切なギャンブル等を防止するため各種取組が行われて

いますが、十分であるとは言えません。また、オンラインカジノを含む違法なギャンブルへの対策が必要となっています。

ア 玉野競輪の取組

- ・希望する本人等に対し、1日あたりの車券購入限度額を設定できることや、本人・家族からの申請による入場制限を受付カウンターで案内するとともに、各インターネット発売サイトにおいて、インターネット投票の利用停止を受け付けます。

【玉野競輪】

イ ボートレース児島の取組

- ・コロナ禍以降、ライフスタイルの変化に伴い、インターネット投票による舟券購入が大幅に増加し、今後も増加する見込みであり、インターネット等でレース映像等を視聴する者も多く存在するため、レース映像中に注意喚起を表示するよう業界全体の方針として定め、のめり込み防止の啓発を行います。 【ボートレース児島】

ウ 岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合の取組

- ・ぱちんこ遊技場やホームページ等において、ギャンブル等依存症問題に関する注意喚起を行います。 【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合】
- ・18歳未満の者のぱちんこ遊技場への立入りを防止するため、広報啓発活動や18歳未満と思われる者に対する身分証明書等の年齢確認を行い、18歳未満の場合は退店を促します。 【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合】
- ・ギャンブル等依存症に関する知識の向上やのめり込み防止への取組を促進するため、従業員への研修を行います。 【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合】
- ・遊技客本人が遊技時間・金額等を遊技場に申告して遊技制限依頼をする「自己申告プログラム」、家族の申告により本人入店制限等が行える「家族申告プログラム」の広報啓発や、これらプログラムの導入強化に取り組みます。

【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合】

エ オンラインカジノ等違法なギャンブル等の取締り等の強化

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第16条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行うことがないよう、立入を行うなどにより指導します。 【警察本部生活安全企画課】
- ・ぱちんこ営業者が、18歳未満の者への入場制限対策を強化するよう、立入を行うなどにより指導します。 【警察本部生活安全企画課】
- ・違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、ゲーム機等使用賭博事犯（オンラインカ

- ジノに係る賭博事犯を含む。)の取締りを実施します。【警察本部生活安全捜査課】
- ・県警ホームページや行政施設等において、「オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です」という旨の広報チラシを掲載・掲示し、周知啓発します。
【警察本部生活安全捜査課】
 - ・県警本部に協力して、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発を推進します。
【保健医療部健康推進課】

2 早期発見・早期対応（2次予防）

（1）相談支援等

各相談機関においてはこれまでも相談対応を実施してきたところですが、相談拠点以外での取組を促進するとともに、相談対応に従事する者の技術向上を図る必要があります。また、関係機関の連携協力により、本人及びその家族を早期発見・早期介入・早期支援につなげる必要があります。

参考指標	・各機関が実施する相談対応件数	現況値（令和5(2023)年度) 616件
	・各機関が実施する回復支援プログラムの参加者数	現況値（令和5(2023)年度) 129人

- ・ギャンブル等依存症の相談拠点として位置付けられた精神保健福祉センター（県・岡山市）で、本人及びその家族を対象に、電話や来所相談等を実施します。また、各保健所においても相談に対応します。なお、相談者の状況に応じて医療機関、自助グループ、その他適切な関係機関と連携しながら相談・回復支援体制の強化を図ります。
【精神保健福祉センター（県・岡山市）、保健所】
- ・本人及びその家族が、地域の相談支援にアクセスしやすいように、精神保健福祉センター（県・岡山市）を相談拠点、各保健所を地域の相談窓口として周知します。また、専門医療機関、自助グループ、回復施設等、必要な相談窓口をわかりやすく周知します。
【保健医療部健康推進課、精神保健福祉センター（県・岡山市）】
- ・本人に対して、回復支援プログラムを実施するなど、早期に問題へ介入できるよう支援を行います。また、家族に対して、家族向けプログラムの利用などを通し、本人の関わり方への変化、家族自身がセルフケアできるような働きかけを行います。
【（地独）岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター（県・岡山市）】
- ・保健所、市町村、医療機関等の相談対応従事者に対し、研修や啓発等を行うことにより、人材育成を図ります。
【精神保健福祉センター（県・岡山市）】
- ・精神保健福祉センター（県・岡山市）における相談において、公営競技やばちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介し、活用を促進します。
【精神保健福祉センター（県・岡山市）】
- ・県消費生活センター等の消費生活相談窓口において、多重債務に関する相談を受け付け、必要に応じて弁護士会等の専門機関を紹介します。【県民生活部くらし安全安心課】

- 多重債務問題に対応する法律相談窓口を設置します。【岡山弁護士会】
- 多重債務問題等の観点から、相談拠点と司法書士会との連携を促進します。【保健医療部健康推進課】
- 支援者向けの講演や一般県民を対象としたセミナー・相談会を開催し、医療機関や相談機関、自助グループと連携して本人及びその家族を回復につなげます。【全国ギャンブル依存症家族の会岡山】
- 県内で当事者の会（月1回程度）や電話相談を実施し、自助グループへの参加や回復施設・病院への受診を促します。【（公社）ギャンブル依存症問題を考える会】
- ギャンブル等依存症に関する相談窓口を設置するとともに、場内に相談窓口の告知ポスターを掲示するなどにより相談窓口の周知を行います。【玉野競輪、ボートレース児島】
- 玉野競輪場やインターネット投票サイトのホームページにおいて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談を案内します。【玉野競輪】
- 業界全体で一般財団法人ギャンブル依存症予防回復センターを設立し、電話により24時間・365日体制で、臨床心理士などの資格を持つカウンセラーが、必要な情報やアドバイスを提供します。ボートレースに関するだけでなく、他の公営競技やぱちんこ・スロット、FXや株投資、ゲームを含むインターネットでの課金などに起因する相談も受け付けます。【ボートレース児島】
- 各遊技場に相談窓口を設置するとともに、遊技場内へ相談窓口の告知ポスターを掲示したり、ホームページで紹介するなどにより、相談窓口の周知を行います。【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合】
- アドバイザー講習会の開催により、計画的に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、各遊技場にアドバイザーの資格を有する職員を複数配置して、相談に対応できる体制を強化します。【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合】
- 広報活動や安心パチンコ・パチスロアドバイザー等を通じて、遊技業界の支援で設立された、パチンコ依存問題電話相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク」を紹介します。【岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合】
- 県内の福祉事務所職員を対象に、ギャンブル等依存等の事例検討発表を通じて、現場の職員の技術的な支援を行います。【子ども・福祉部地域福祉課】
- 各種相談窓口（生活困窮者自立相談、発達障害、自殺等）において、ギャンブル等依存症が疑われる者を早期に発見するため、ギャンブル等依存症に関する知識や関係機関等を周知し、適切な支援につなげます。【子ども・福祉部地域福祉課、障害福祉課、保健医療部健康推進課】

（２）医療の充実等

本県においても潜在的な患者が多数存在すると考えられるため、その重症度に応じ

て適切に医療機関等へつなげる必要があるとともに、その受け皿となる医療機関等の充実を図る必要があります。

- ・依存症治療拠点機関である（地独）岡山県精神科医療センター等が中心となって、相談支援を行う者を対象とした研修や、ギャンブル等依存症の本人及びその家族に対する診療・ケア等の技術向上を図る医療従事者研修を実施します。

【（地独）岡山県精神科医療センター】

- ・県内全域の依存症医療の均てん化のため、専門医療機関の充実のほか、一般の精神科医療機関等においても医療・回復支援が受けられる体制整備等に取り組みます。

【（地独）岡山県精神科医療センター、保健医療部健康推進課】

- ・専門医療機関である（地独）岡山県精神科医療センターにおいて、公営競技やばちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介し、活用を促進します。

【（地独）岡山県精神科医療センター】

＜依存症治療拠点機関の役割＞

○依存症に関する相談・医療等

依存症に関する専門的な相談への対応、各種依存症対策に関する情報収集や分析を行います。

○人材育成による早期介入の推進

地域における依存症の相談や治療等の支援にあたる保健・医療・福祉分野の人を対象とした研修を行います。

○普及啓発

精神科医療機関と連携し、各保健所職員、地域住民向けに、依存症に関する講座を開催します。

○情報発信

（地独）岡山県精神科医療センターのホームページ

(<https://www.popmc.jp/dep/>) 内に、岡山県依存症治療拠点機関のホームページを開設し、どの医療機関でも使用可能なギャンブル等依存症に対するインテークシート※や自助グループに関する情報を公表します。

※医療機関が患者や家族と最初に面会するときに利用する書類

3 早期社会復帰、再発予防（3次予防）

（1）社会復帰の支援

自助グループや民間支援団体は、本人及びその家族が治療や適切な支援を継続し、社会復帰へ向かうための身近な支援の担い手であるものの、その活動等があまり知られていないため、関係機関は情報共有や連携を行うとともに、本人及びその家族の円

滑な社会復帰のために必要な支援を行うことが必要です。

参考指標	・家族会等の民間支援団体が開催する定例会等への参加者数	現況値（令和6(2024)年度） 524人
	・【再掲】各機関が実施する回復支援プログラムの参加者数	【再掲】現況値（令和5(2023)年度） 129人

- ・治療・回復支援に資する社会資源の情報を共有し、適切な支援につながるよう自助グループや民間支援団体、回復施設と連携し、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会（体験発表、活動紹介等）を積極的に提供します。

【精神保健福祉センター（県・岡山市）、保健所、市町村】

- ・【再掲】本人に対して、回復支援プログラムを実施するなど、早期に問題へ介入できるよう支援を行います。また、家族に対して、家族向けプログラムの利用などを通し、本人の関わり方への変化、家族自身がセルフケアできるような働きかけを行います。

【（地独）岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター（県・岡山市）】

- ・ギャンブル等依存の問題を抱えている保護観察対象者が、医療・相談機関や支援団体等からの適切な治療または支援を継続して受けられるよう働きかけを強化するほか、その家族等に対する情報提供を行います。

【岡山保護観察所】

- ・【再掲】多重債務問題に対応する法律相談窓口を設置します。

【岡山弁護士会】

- ・【再掲】多重債務問題等の観点から、相談拠点と司法書士会との連携を促進します。

【保健医療部健康推進課】

- ・定例会（月1回）を開き、家族の対応に取り組みます。行政や民間支援団体と連携し、自助グループや回復施設につなげる手助けをします。

【全国ギャンブル依存症家族の会岡山】

- ・回復施設や医療機関を出た本人に対し、自助グループと連携し、新たな生き方を提案するなどの支援を行います。

【（公社）ギャンブル依存症問題を考える会】

（２）民間団体の活動に対する支援

自助グループや民間支援団体と関係機関との情報共有等が十分に図れていないため、社会資源としての自助グループ等の機能を十分に活用できておらず、対応を検討する必要があります。

- ・ギャンブル等依存症に関する啓発等を推進するにあたり、より効果的な取組とするため、自助グループや民間支援団体との連携を図ります。また、関係機関が自助グループや民間支援団体の活動を知り、ギャンブル等依存症への理解を深めるための取組を進めます。

【保健医療部健康推進課】

- ・依存症等に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

【保健医療部健康推進課】

4 基盤整備

関係機関が包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討する必要があります。

(1) 体制整備

- ・地域の関係機関が参画する包括的な連携会議を開催し、相互の情報・課題の共有や協力体制により適切な相談や治療、回復支援までつなげる連携体制の構築に努めます。

【保健医療部健康推進課】

(2) 人材の確保

- ・【再掲】関係事業者を対象に、医療機関や精神保健福祉センター（県・岡山市）、保健所等の相談窓口を周知し、適切につなぐことができる人材の確保に努めるとともに、関係事業者の依存症相談窓口との連携を図ります。 【保健医療部健康推進課】
- ・【再掲】保健所、市町村、医療機関等の相談対応従事者に対し、研修や啓発等を行うことにより、人材育成を図ります。 【精神保健福祉センター（県・岡山市）】
- ・【再掲】依存症治療拠点機関である（地独）岡山県精神科医療センター等が中心となって、相談支援を行う者を対象とした研修や、ギャンブル等依存症の本人及びその家族に対する診療・ケア等の技術向上を図る医療従事者研修を実施します。

【（地独）岡山県精神科医療センター】

第5章 推進体制

1 関係施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症対策の推進にあたっては、関連する問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）に関する施策との連携が図られるよう、行政機関・関係課同士の連絡・調整を行うとともに、関係機関、関係事業者とも連携を図ります。

2 推進体制

ギャンブル等依存症対策は、行政、教育、警察、保健医療、自助グループ、民間支援団体、関係事業者等がそれぞれの責務・役割を担うとともに、計画に基づく施策等の実施にあたっては互いに連携協力することが重要であり、効果的・効率的な取組がなされるよう検討・協議を進めます。

3 計画の進行管理と見直し

計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議において、毎年度、取組状況を取りまとめ、検証及び評価します。また、本計画期間中においても適宜計画の見直し等の検討を行います。

推進体制図

※取組は主なものを記載

		1次予防 (発生予防)	2次予防 (早期発見・早期対応)	3次予防 (早期社会復帰、再発予防)
行政	健康推進課	・ギャンブル等依存症問題啓発週間での情報提供	・各関係機関の相談窓口の周知 ・医療体制の整備	・自助グループや民間支援団体等との連携 ・民間団体の活動支援
	岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議の開催			
	精神保健福祉センター（県・岡山市） 【相談拠点】	・大学等への普及啓発	・相談窓口の設置、周知 ・回復支援プログラムの実施	・自助グループ、回復施設等の活用、連携した普及啓発の取組 ・【再掲】回復支援プログラムの実施
	保健所・市町村	・家庭や職場における普及啓発	・相談窓口の設置、周知	・自助グループ、回復施設等の活用、連携した普及啓発の取組
	くらし安全安心課	・多重債務問題の相談窓口の啓発	・多重債務問題の相談窓口の設置	
	教育委員会	・高等学校における教育		
	警察	・オンラインカジノ等違法なギャンブル等の取締り、違法性等の周知		
医療機関	保護観察所			・保護観察対象者への治療・支援の働きかけ ・家族等への情報提供
	依存症専門医療機関		・回復支援プログラムの実施 ・人材育成、医療体制の整備	・【再掲】回復支援プログラムの実施
	その他の医療機関		・一般の精神科医療機関においても医療・回復支援が受けられる体制の整備	
関係団体	弁護士会		・多重債務問題の法律相談窓口の設置	・【再掲】多重債務問題の法律相談窓口の設置
	自助グループ・民間支援団体	・学校における普及啓発 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間での情報提供	・セミナーや相談会の開催 ・当事者会や電話相談の実施	・定例会の開催
	ギャンブル等関係事業者	・不適切なギャンブル等を防止するための取組の実施	・相談窓口の設置、周知	

＜参考資料＞

- 用語解説
- 関係機関一覧
- 岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議設置要綱
- 岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議委員名簿

用語解説

	用語	説明
い	依存症相談拠点	依存症に特化し、本人及びその家族等の相談を受け付け、関係機関と連携して支援するために、国が定める基準に基づき、知事・指定都市長が設置した機関。
	依存症専門医療機関	各種依存症に対する適切な医療が提供できる医療機関で、厚生労働省が定める基準に基づき、知事が選定した機関。専門医療機関では、地域の相談機関や自助グループ等と連携して治療に取り組みます。
	依存症治療拠点機関	専門医療機関の選定基準を満たしている医療機関で、県内の専門医療機関の連携拠点として、厚生労働省が定める選定基準に基づき、知事が選定した機関。治療拠点機関では、活動実績の取りまとめや依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした研修等を実施します。
か	回復施設	依存症の当事者が主体となり、グループミーティングを中心とした取組を行うなどして、依存症からの回復を目指す施設。依存症から回復した経験を持つ職員によって運営されており、入所型の施設が中心ですが、通所利用できる施設もあります。
し	自助グループ	同じ悩みを抱えた人たちの集まりで、体験を共有し分かち合うプロセスの中で回復を目指します。匿名で参加するグループをアノニマスグループと呼ぶこともあります。当事者向けと家族向けがあります。
	射幸行為	偶然をあてにして利得を得ようとする行為

関係機関一覧

名称	連絡先	住所	管轄
医療機関（依存症治療拠点機関、専門医療機関）			
（地独）岡山県精神科医療センター	086-225-3821	岡山市北区鹿田本町 3-16	—
相談機関（依存症相談拠点）			
岡山県精神保健福祉センター	086-201-0850	岡山市北区厚生町 3-3-1	県内全域（岡山市を除く）
岡山市こころの健康センター	086-803-1274	岡山市北区鹿田町 1-1-1	岡山市
相談機関（その他）			
岡山県備前保健所	086-272-3934	岡山市中区古京町 1-1-17	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
岡山県備前保健所 東備支所	0869-92-5180	和気郡和気町和気 487-2	備前市、赤磐市、和気町
岡山県備中保健所	086-434-7057	倉敷市羽島 1083	総社市、早島町
岡山県備中保健所 井笠支所	0865-69-1675	笠岡市六番町 2-5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県備北保健所	0866-21-2836	高梁市落合町近似 286-1	高梁市
岡山県備北保健所 新見支所	0867-72-5691	新見市高尾 2400	新見市
岡山県真庭保健所	0867-44-2990	真庭市勝山 591	真庭市、新庄村
岡山県美作保健所	0868-23-0145	津山市椿高下 114	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
岡山県美作保健所 勝英支所	0868-73-4054	美作市入田 291-2	美作市、勝央町、奈義町、西栗倉村
岡山市保健所	086-803-1267	岡山市北区鹿田町 1-1-1	岡山市
倉敷市保健所	086-434-9823	倉敷市笹沖 170	倉敷市
自助グループ・民間支援団体			
G A（ギャンブラーズ・アノニマス）	http://www.gajapan.jp/	—	国内・県内各地にグループがあります。
ギャマノン	https://www.gam-anon.jp/home	—	国内・県内各地にグループがあります。
G A F A（Gambling Families Anonymous）	https://gafa-official.org/	—	国内・県内各地にグループがあります。
全国ギャンブル依存症家族の会岡山	https://gdfam.org/	—	県内全域
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会	https://www.scga.jp/toujisha/	—	国内全域
NPO 法人岡山ダルク	0869-24-7522	瀬戸内市邑久町福中 477	県内全域
依存症オンラインルーム	https://www.ask.or.jp/adviser/online-room.html	—	ASK 認定依存症予防教育アドバイザー・当事者・家族メンバーによる自主活動
相談機関（関係事業者）			
倉敷市ボートレース事業局	086-472-5051	倉敷市児島元浜町 6-3	県内全域
（一財）ギャンブル依存症予防回復センター	0120-683-705	—	国内全域
玉野市産業振興部競輪事業課	0863-31-5281	玉野市築港 5-18-1	県内全域
公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター	0120-321-153	—	国内全域
認定 NPO 法人リカバリーサポート・ネットワーク	050-3541-6420	—	国内全域（ぱちんこ依存のみ）

岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 ギャンブル等依存症対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項に関して協議及び検討を行うものとする。

- (1) 県のギャンブル等依存症対策に関する計画の策定及び変更
- (2) その他ギャンブル等依存症対策に関する施策の計画的な推進

(組織)

第3条 会議は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、医療関係者、相談支援・社会復帰支援関係者、教育及び警察関係者、当事者又はその家族、事業者のうちから知事が任命する。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、岡山県保健医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

岡山県ギャンブル等依存症対策連携会議委員名簿

R7.4.1

区分	所 属	職 名	氏 名	摘 要
治療支援	(地独) 岡山県精神科医療センター	臨床研究部長	橋本 望	
	(公社) 岡山県医師会	常任理事	佐藤 正浩	
	岡山県精神科病院協会	理事	中島 唯夫	
相談支援・社会復帰支援	岡山県精神保健福祉センター	所長	野口 正行	
	岡山県保健所長会	会長 備北保健所長	岩瀬 敏秀 曾我 圭司	(R6年度) (R7年度～)
	岡山県県民生活部くらし安全安心課	課長	宮原 雅史 大村 伸枝	(R6年度) (R7年度～)
	岡山弁護士会	—	加藤 航平	
	岡山保護観察所	首席保護観察官	安藤 太	
	岡山市こころの健康センター	所長	太田 順一郎	
予防教育	岡山県教育庁保健体育課	課長	片岡 敏行	
関係機関	岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室	課長補佐	播磨 憲太郎	
民間支援団体	全国ギャンブル依存症家族の会岡山	—	西本 哲子	
	(公社) ギャンブル依存症問題を考える会	—	本吉 三郎	
関係事業者	倉敷市ボートレース事業局経営管理課	課長補佐 課長代理	今田 吉信 本城 匡	(R6年度) (R7年度～)
	玉野市産業振興部競輪事業課	課長	宇山 哲司	
	岡山県パチンコ・パチスロ業協同組合	専務理事	三澤 幸芳	

区分は、ギャンブル等依存症対策連携会議設置要領(R1.9.17厚労省障害保健福祉部策定)による。

順不同

令和7（2025）年7月

発行 岡山県保健医療部健康推進課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL：086-226-7330 FAX：086-225-7283

E-mail：kensui@pref.okayama.lg.jp